

第 5 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成22年 6 月16日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成22年6月16日(水曜日)

午前10時2分開議

午後0時7分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補  
正予算(第3号)

議案第4号 専決処分の報告及び承認につ  
いてのうち

議案第5号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第6号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第31号 平成22年度熊本県一般会計補  
正予算(第4号)

報告第1号 平成21年度熊本県一般会計繰  
越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第15号 地産地消の推進に関する施策  
の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ  
いて

出席委員(8人)

委員長 佐藤 雅 司  
副委員長 淵 上 陽 一  
委員 児 玉 文 雄  
委員 村 上 寅 美  
委員 渡 辺 利 男  
委員 前 川 收  
委員 中 村 博 生  
委員 吉 田 忠 道

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部 長 廣 田 大 作

総括審議員兼

農業振興局長 福 島 淳

次 長 梅 本 茂

次 長 麻 生 秀 則

次 長 大 薄 孝 一

次 長 下 林 恭

次 長 神 戸 和 生

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 白 濱 良 一

農林水産政策監 国 枝 玄

団体支援総室長 牧 野 俊 彦

団体支援総室副総室長 田 中 龍 一

農林水産政策監兼

団体検査室長 與 田 博

農業技術課長 佐 藤 巖

農産課長 本 田 健 志

園芸課長 城 啓 人

畜産課長 高 野 敏 則

畜産課農林水産審議員 市 原 亜 素 男

農村計画・技術管理課長 宮 崎 雅 夫

農林水産技術管理監兼

技術管理室長 大 里 正 明

農村整備課長 田 上 哲 哉

森林整備課長 河 合 正 宏

林業振興課長 藤 崎 岩 男

森林保全課長 久 保 尋 歳

水産振興課長 鎌 賀 泰 文

漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人

首席農林水産審議員兼

農地・農業振興課長 村 山 栄 一

担い手・企業参入

支援課長 浜 田 義 之

農産物流通企画課長 板 東 良 明

農業研究センター次長 大 田 黒 慎 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦  
政務調査課課長補佐 川 上 智 彦

午前10時2分開議

○佐藤雅司委員長 おはようございます。それでは、ただいまから、第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日は傍聴の申し出はありません。

初めに、本委員会に付託されました議案を議題として、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行っていただきたいと思います。説明に当たりましては、できる限り簡潔にお願いしたいと思います。

それでは最初に、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願いいたします。

廣田農林水産部長。

○廣田農林水産部長 初めに、4月20日、宮崎県で発生した口蹄疫の状況と本県の対応につきまして、5月27日に開催されました第4回農林水産常任委員会において御報告を申し上げたところですが、その後の対応等について御説明を申し上げます。

6月4日に、人吉・球磨地域の移動制限等が解除されましたが、宮崎県では、6月9日に都城市、10日には宮崎市、日向市で新たに感染が発生し、10市町に拡大したことは、大変憂慮すべきことであります。

県では、6月12日付で口蹄疫対策特別措置法第4条に定める消毒義務地域の指定を受けたことから、県境の消毒ポイントを新たに1カ所追加し、9カ所の消毒ポイントにおいて、法に基づき、24時間全車両の消毒を行うこととしております。

また、高速道路においても、3カ所で消毒マットの設置を行うとともに、畜産関係車両が多い道路などでは、消石灰の散布を行っております。

さらに、都城市などでの発生を受けて、2回目となる知事の消毒命令を出して、畜産農家における防疫の再徹底や各地域における家畜伝染病対策会議へ消毒ポイントでの防疫体制の徹底を指示したところです。宮崎県での口蹄疫の発生が終息するまで、引き続き防疫対策に万全を講じてまいります。

なお、県内の家畜市場が7月1日より再開される旨の報道がありましたが、現時点では、県といたしましては、県内での発生を防ぐ観点から強い懸念を持っております。再考していただくよう関係者に働きかけてまいりたいと考えております。

それでは、御提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、平成22年度一般会計補正予算及び専決処分報告・承認案件が3件、報告事項2件でございます。

まず、一般会計補正予算についてでございますが、今議会の冒頭に提案いたしました総額7億円余の増額補正に加え、口蹄疫対策へのさらなる対応として、6月11日に総額約3億円の増額補正を追加提案いたしました。当初予算と合わせたこれらの補正後の一般会計予算総額は、602億円余となっております。

冒頭提案の主な内容でございますが、土地改良事業や漁港漁場整備事業につきまして、国庫補助の内示に伴う所要額を予算計上しております。また、緊急雇用創出基金を活用した米粉需要拡大のための新規取扱店の開拓や販売イベントなどに要する経費などを計上しております。

さらに、追加提案分として、畜産農家に対する出荷遅延による飼料代等の経費増加への助成や、市場再開に備え、県内市場から家畜を購入する県外購買者への輸送費助成などに

要する所要額を計上いたしております。

次に、予算の専決処分の報告及び承認についてでございますが、これは財源の一部を更正したものや口蹄疫に対する緊急対応経費を計上したものです。

次に、報告事項といたしましては、平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成22年度の県における地産地消の推進に関する施策の報告を提出しております。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、後ほど担当課長及び総室長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

常任委員会資料の12ページをお願いいたします。

平成21年度3月専決処分の総括表でございます。

御報告します。今回専決処分の報告が3件ございますが、そのうち3月に専決を行ったものの総括表でございますが、農林水産政策課と農産課で専決を行っております。

13ページは、農林水産政策課分でございます。農政企画推進費及び下段の水産研究センター費につきまして、財源更正を行っております。これらは、経済対策交付金を充てておりましたこだわり産品地産地消促進事業及び公共投資交付金を活用いたしました水産研究センターの施設整備について、県全体における各交付金の配分の関係から変更されたことに伴うものでございます。

次に、繰り越しにつきまして御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。総額で200億円余の繰り越しとなっております。

それから、21ページをお願いいたします。

21ページは、農林水産政策課の繰り越しでございます。農業研究センター、林業研究指導所及び水産研究センターにおきまして、老朽化した施設の改修整備等を行うものでございます。

繰り越しの理由は、いずれも経済対策による補正予算で御承認いただいた事業でございますけれども、より効率的な施行を行うため、設計等に時間を少々要したものでございます。既に一部事業は竣工しておりますが、その他の事業につきましても早期完成に努めてまいり所存でございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

資料は18ページをお願いいたします。

5月専決処分の御報告でございます。

内容は、口蹄疫の蔓延防止等にかかわります畜産農家への金融支援策でございます。最上段の補正額のところ、8,346万1,000円の増額補正でございます。

事業内容につきましては、これまでも御報告しているところでございますが、右側の説明欄にマル新ということで3つ記載してございます。

簡単に御説明いたしますと、順序が逆になりますが、一番下のマル新が国の資金に利子補給を上乗せして無利子化を図るものでございます。その上が、県独自の生活資金等、1農家500万円限度などの無利子資金でございます。一番上のマル新が、これらは無担保・無保証で融通するための農業信用基金協会の出捐ということでございます。

現在、ほぼ全部の市町村で準備が整っております。また、相談等につきましては、もうその前から既にJAの窓口等で実施されているところでございます。今回の資金につきましては、信用基金協会の100%保証ということもありまして、さらに実効性のあるもの

になるように引き続き融資機関等に要請していくというふうに考えております。

以上です。

○佐藤農業技術課長 農業技術課でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

植物防疫費の病害虫発生予察事業費でございますが、これは、植物防疫法に基づいて、農作物の病害虫の発生を予測する手法がまだ確立されていないような新規の病害虫や既存の手法によっては十分な予察ができなくなった病害虫につきまして、国との情報交換を行いながら、新たな発生予察手法を検討して予察技術を確立していく事業でございます。当初より受託事業量の増による50万円の増額補正でございます。なお、財源につきましては、全額委託費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田農産課長 資料の3ページをお願いいたします。

水田営農活性化対策費の6月補正予算として1,611万8,000円の増額補正をお願いするものです。

事業の内容ですが、まず、くまもとの米粉販売促進事業につきましては、緊急雇用者を活用して米粉取扱店の情報収集や新規開拓を行いますとともに、県内外の各種イベントへの出展等を通じまして、米粉の普及と販売促進を図るものです。

次に、くまもとの米粉地域特産品づくり事業ですが、地域の農産物情報発信の拠点であります道の駅、物産館等を通じまして米粉の消費拡大を図るため、同じく緊急雇用者を活用し、商品開発などの特産品づくりを支援するものです。

続きまして、資料の14ページをお願いいたします。

専決処分の報告及び承認についてでございます。

農作物対策費のうちの畑作振興対策費、い業振興対策費及び水田営農活性化対策費の3本につきましては、経済危機対策交付金の執行残に伴います財源更正でございます。また、生産総合事業費につきましては、国の公共投資臨時交付金の追加交付に伴います補助金14億5,375万5,000円の増額でございます。

続きまして、資料の22ページをお願いいたします。

繰り越し関係についてでございます。

生産総合事業費、これは経済対策でございますが、実施中の果樹選果施設2本及びカントリーエレベーターの3事業につきまして、周辺住民との調整に不測の期間を要したことによるものでございます。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城園芸課長 園芸課でございます。

4ページをお願いします。

果樹振興対策費でございますが、説明欄のくまもとの果物情報提供促進事業257万円余の増額補正で緊急雇用創出基金を活用するものでございます。今年度当初予算で取り組みます県産ミカンの地産地消需要拡大に向けた幼稚園・保育園児にうれしい熊本ミカンを提供するくまもと果物・花の需要創出支援事業にあわせて実施するもので、果物に関する情報を持つスタッフを緊急雇用し、子供たちや先生たちへミカンを中心とした県産果物のよさなどの情報提供に要する経費でございます。

以上、園芸課の6月補正予算としまして、257万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

この右の説明欄のこだわり（飼料用米給与）畜産物PR事業でございますが、これは緊急雇用創出基金事業を活用し452万8,000円をお願いするものでございます。

県内各地で飼料米を給与した畜産物、「えこめ牛」とか「八十八卵」とか、そういった生産物の販売が開始されております。これらのこだわりの畜産物の認知度向上と消費拡大を推進するための事業でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

これは、専決処分の報告及び承認でございますけれども、右説明欄の口蹄疫緊急防疫対策事業でございます。

これは、宮崎県の口蹄疫発生に伴いまして、移動制限、搬出制限の指定に伴いまして、消毒ポイント、現在のところ22カ所の運営をやっておるわけでございますけれども、それらの経費及び県内の牛豚等の飼養農家の消毒薬の購入経費を支援するものでございます。

この4月28日の専決分につきましては、3,985万2,000円でございますけれども、これは4月28日から5月18日、つまり制限区域が指定されまして、21日間の消毒薬をお願いしたところでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

19ページは、これは5月13日の専決分でございますまして、これは5月19日から7月31日、74日間のそれぞれ必要な経費を措置したところでございます。額としては、1億1,600万円余でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

これは、明許繰越の説明でございますけれども、食肉輸出促進対策事業費でございます。これは、菊池市の七城にあります熊本畜産流通センター、こちらを輸出対応の施設へ

新築するための事業でございますまして、21年度の当初予算と6月の経済対策予算で予算化したところでございます。

このうち、21年度分につきましては、浄化槽と焼却炉の工事を実施いたしましたけれども、残りの牛豚の処理施設並びに建屋につきましましては、22年度へ繰り越したところでございます。現在のところ、工事が進んでおりまして、平成22年11月末には竣工する予定で今工事を進めているようなところでございます。

続きまして、皆さんのお手元に配っております宮崎県における口蹄疫の状況と本県の対応について簡単に説明させていただきます。

A4の縦紙になっておりますけれども、これの1ページをお開き願いたいと思います。

それでは、1ページから御説明いたします。

これは、宮崎県における口蹄疫の発生状況を地図に落としたものでありまして、6月15日現在、一番下に書いておりますけれども、289例の発生がっております。そのうち、各市町村ごとに例数をここに落としておりますけれども、川南町が197例で、全体の68%を示しているような状況でございます。

特に、宮崎での発生におきましては、後から詳しい内容を説明いたしますけれども、前回の委員会のときに比べまして、都城市、宮崎市、日向市、こういったところが新たに発生が増加しているようなところでございます。

それから、ここの地図の中に赤い二重の線が書いてあると思っておりますけれども、これはワクチンの接種を実施した地域でございますまして、牛豚合わせて約12万5,000頭にワクチンが接種されております。

それから、左の方に書いておりますけれども、えびの市の円でございまして、これは移動制限・搬出制限、これは6月4日の午前0時に一応21日が経過したということで

解除になっているような状況でございます。

続きまして、2ページでございますけれども、これは宮崎県の発生状況を数値化したものでございまして、前回、委員会の方で発表しました5月27日の時点では209例であったものが6月15日で289例ということで、約80例ふえてきているような状況でございます。

それで、この中で、当時は一番上の都農市から木城町、ここまでが前回の報告であったわけですが、その後、6月9日に都城市、それと6月10日に日向市、宮崎市、こちらが加わっているような状況でございます。先ほど言いましたように、合計といたしましては、289例で19万7,972頭の発生がっております。

それから、この中で防疫の完了状況を見ますと、かなり埋設あたりが今進んできておりまして、289例の中の258例まで今進んでおりまして、頭数にしましても、約3万頭が今残っているような状況まで埋設が進んでおるような状況でございます。

続きまして、これまでの本県の対応ということで、3ページをお願いいたします。

前回、5月27日の時点で御報告いたしましたので、その後の主な部分について御説明させていただきたいと思っております。

それで、5月29日でございますけれども、この表の5月24日から人吉・球磨の移動制限区域内での清浄化に向けた調査を開始しておりまして、5月29日時点では、3キロ以内の169戸、熊本県は入っておりませんが、こちらの農家の採血等による清浄性の確認を実施いたしまして、すべて陰性ということがここで確認されております。

それを受けまして、次の6月4日の部分でございますけれども、えびの市の口蹄疫清浄化確認に伴う制限区域、これで人吉と球磨地域の一部が含まれておりますけれども、この指定解除を県公報で行ったところでございます。

それから、またもとに戻りますけれども、6月1日ですけれども、県の農業研究センター、こちらの方に熊本県の種雄牛は集中管理しておるわけでございますけれども、リスク管理のために、あか牛の種雄牛4頭を草地畜産研究所へ移動させておるようなわけでございます。

それから、続きまして、6月4日でございますけれども、この日に県農業研究センターから黒牛の種雄牛2頭、これを天草の民間施設へ移動をしておるような状況でございます。

それから、その下に書いておりますけれども、県境の消毒ポイント、これは後から消毒ポイントは詳しく説明いたしますけれども、プール方式による強化を図ったところでございます。

それから、6月7日に、口蹄疫の特別措置法の第4条に基づく地域指定、これの熊本県としての申請を行ったところでございます。

それから、6月11日、口蹄疫予防のための緊急消毒、これは農家への消毒の徹底をするための県告示、これは第2回目の告示でございますけれども、告示をやったわけでございます。

それから、6月12日、先ほど7日に申請いたしました地域指定でございますけれども、第4条に基づく地域指定、これは熊本県と鹿児島県、大分県、こちらが一応地域指定になっておるようなわけでございます。

以上、今までの経過でございます。

続きまして、6ページをよろしく申し上げます。

これは、県内の消毒ポイントについてでございますけれども、現在、地図のとおり、自主ポイントを含めまして、この赤色と青色合わせまして22カ所の消毒ポイントを運営しているところでございます。

その中で、赤の9番のところでございますけれども、これは水俣市の消毒ポイントでござい

ございますけれども、これは今準備を進めておる状況でございます、一応今週末ぐらいから運営が可能になるんじゃないかと思っておるわけでございます。

それで、6月4日に対策本部会議を開きまして、従来までは、ここの地図の大体人吉市の周辺ですけれども、こちらの移動制限、搬出制限、ここを中心にした消毒ポイントでございましたけれども、こちらが一応解除されたということで、現在は、特に宮崎の川南、こちらの方がまだ拡大している状況でございますので、こちらをターゲットとしたような県境を強化する消毒ポイントに切りかえたわけでございます。

それから、6月12日に、口蹄疫の特別措置法で熊本県が地域指定になりましたので、一般車両の消毒の義務づけを行いまして、ここの地図に書いております赤色の1番から9番まで、こちらの部分を――この中の赤の2番のところは、一部散水方式でありますけれども、それ以外の8カ所につきましては、プール方式に切りかえまして、24時間の態勢で一般車両の消毒を行っているような状況でございます。

また、図の中の青字の部分でございますけれども、こちらが、右の欄に書いておりますように、1から13までの13カ所、自主ポイントを運営しておるわけでございますけれども、こちらにつきましても、メインは畜産車両でございますが、一部の一般車両の消毒も実施しているところでございます。

それから、黄色で地図の中に入れておりますけれども、高速道路のインターの出口、こちらにつきましても、3カ所、人吉、益城、植木、こちらにつきましてはマット式の消毒ポイントを掲げておりますし、それ以外の6カ所につきましても、石灰散布方式で宮崎からの車両等の消毒、こういったものを実施しているようなわけでございます。

それから、次の7ページでございますけれ

ども、これは消毒ポイントの強化の状況をここに掲げておりますが、まず、山都町と人吉、これはプール方式、つまり路上に約10メートル、大体高さが5センチぐらい、水の量が3センチぐらいですけれども、そういったプールをつくりまして、ここを通過しているものについて消毒するというような方式でございます。

それから、左下の高森町、これにつきましては、シャワー方式、ここの道路が若干傾斜がありましたので、このプール方式がつけられなかったということで、シャワー方式で全車両をやっているような状況でございます。

それから、高速道路のインターの部分でございますけれども、これは人吉インターの出口でございますが、こういったような格好のマットを敷いていただきまして、全車両の出口の消毒を図っているような状況でございます。

続きまして、6月議会の追号のところをちょっとごらんいただきたいと思います。

追号の2ページでございますけれども、右の欄の口蹄疫緊急防疫対策事業でございます。

これは、先般7月31日までは予算化をしたわけでございますけれども、今回の分の消毒ポイント並びに農家の消毒につきましては、8月1日から9月いっぱい消毒関係の予算をお願いするものでございます。

それから、2番目の新規事業でございますけれども、口蹄疫家畜出荷遅延緊急対策事業でございますけれども、これは、今家畜市場が4月25日から休止しているわけございまして、そのために家畜市場に出荷できないということで、それぞれの農家のえさ代、こういったものが非常に増大しておるわけございまして、そのえさ代等を助成する事業でございます。金額として、1億6,400万円余でございます。

それから、3番目の口蹄疫緊急家畜市場再

開支援助策事業でございますけれども、これは家畜市場が現在は中止しておるわけでございますけれども、再開した場合には価格の暴落等が考えられますので、ポツ1といたしましては、市場再開に向けての県外業者、こちらの購買者を誘致するための運賃の一部を助成するものでございます。

それから、2番目といたしましては、市場再開を周知するため、とにかく購買者、県外、県内の購買者を誘致するためのPR関係の経費を組ませてもらっております。

それから、一番下の部分が、市場再開した場合は、その防疫対策、これが一番重要でございますので、防疫対策の強化を実施してもらうための助成額をここに計上しているわけでございます。

畜産課といたしましては、総額2億9,400万円余の追加補正をお願いするものでございます。

それと、もう1点、済みませんけれども、昨日国の方の事業が発表になりましたので、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

口蹄疫の発生に伴う国関連対策の概要ということで、1枚ペーパーでお配りしていると思うんですけれども。

それで、昨日一応発表されたばかりで、詳細なことをまだこちらもつかんでないところがあるんですけれども、今国の対策といたしまして、四角の括弧に書いてありますように、1番から5番までの対策事業が今回発表されたわけでございます。

その中で、本県に絡む部分ということで、ここに説明いたしますけれども、まず一番初めの出荷遅延対策、(1)でございますけれども、子牛の出荷遅延対策ということで、宮崎県、鹿児島県、熊本県内における家畜市場の閉鎖等による子牛の出荷遅延に対する助成、これは出荷月齢プラスの30日、それを超えて飼養している部分につきましては、子牛1頭

当たり、これはほとんどがえさ代的なところがあるんですけれども、400円が今回国の事業化になってきているわけでございます。

そういった部分で、先ほど追加予算ということで県単事業で1億6,000万円余の予算をお願いしたわけでございますけれども、詳細な部分はまだちょっと国の方がわかりませんが、県の予算がこれに一応該当するというのであれば、そのあたりを振りかえるとか、そういったところは今後検討させていただきたいと思っているようなところでございます。

それから、(2)の搬出制限における肉豚の出荷遅延対策、これは人吉が移動制限、搬出制限になりまして、13戸の養豚農家がこの出荷遅延の中に入っているわけでございます。

それで、この部分につきまして、今のところ農家の方の要望を聞いておるところ、8戸ぐらいがこの事業を受けたいというみたいな話が出てきているような状況でございます。

それから、四角の2の経営対策でございますけれども、この中で、(1)の中には、補給金とかマルキン、従来の事業、こちらの部分が、どうしても市場がとまりますと月齢がオーバーしてしまう、そういった部分で、①②、この部分につきましては、事業の月齢を緩和するというような事業でございます。

その中で、特に⑤が今回から新しく出た事業でございます。宮崎県、鹿児島県、熊本県内における肉用牛の繁殖経営支援事業の中で、子牛の平均売買価格、こちらが基準価格よりも下がった場合に、その差額を補てんするというような事業でございます。

それで、当初は、これは全国一律でされるということであったんですけれども、一応うちの方からも要望を上げまして、特に宮崎、鹿児島、熊本、こちらの部分だけのそれぞれの県でできるような対応をしてほしいということをおっしゃってございまして、一応熊本県も該当するような格好になってきております。

それで、事業内容は、黒牛が38万円、あか牛が35万円、これを下回った場合に、これはあくまでも県平均でございますけれども、その差額の4分の3が国の方から補てんされるというような格好になっております。

それから、(2)につきましては、いろいろなリース事業関係が新たに追加されているわけでございます。

続きまして、裏のページをちょっとごらんいただきたいと思うんですけれども、その中の④でございますが、宮崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、こちらの家畜市場の再開につきまして、先ほどうちも県単事業で上げておりましたけれども、九州管内の、これは福岡とか佐賀、長崎あたりが対象になるわけでございますけれども、そちらからの購買者につきましては1頭当たり1,000円、九州外からの購買者をする場合が2,500円の国の補助があっております。

それで、今回県の予算につきましては、この分を、全体が2分の1の額でございますので、その同額を県単事業でつけまして、購買者の誘致、輸送代の補助、こういったことを図りたいと思っているようなわけでございます。

それから、3番目の関係は、資金関係の枠が拡大されたということでございます。

それと、4番目は、家畜共済関係、こちらは掛金等を免除するというような対策がここにとられているようなわけでございます。とにかく今概略でございますので、きのう得た情報を一応御報告いたしました。

以上でございます。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

横長の委員会説明資料の24ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして御説明をいたします。

農村計画・技術管理課といたしましては、1件、1億円の繰り越しをお願いしております。これにつきましては、昨年度の2月補正予算におきまして、簡易な基盤整備を行いますきめ細かな農業農村整備事業費につきまして、国の臨時交付金を活用して予算化をいたしましたけれども、要望箇所の把握等に時間を要しましたので、昨年度の年度内完了は困難になったものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○田上農村整備課長 農村整備課でございます。

資料の6ページをお願いします。

土地改良費でございます。

土地改良財産管理費につきましては、土地改良財産の譲与手続と促進を図るものでございます。

続きまして、県営かんがい排水事業費でございます。

宇土市の大河洲地区を含む3地区の農業用水施設、排水路、排水機場等の整備を行うものでございます。

次に、県営経営体育成基盤整備事業費でございます。

阿蘇市の第一一の宮地区を含む4地区の区画整理、用排水施設、農道等の一体的、総合的な整備を行うものでございます。県営かんがい排水事業費と県営経営体育成基盤整備事業費につきましては、国庫補助の内示に伴う所要額を予算計上しております。

土地改良費としまして、合計で4億7,100万円余の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

繰り越しでございますが、25ページから26ページにかけて記載しております。

26ページの下段に合計を記載しております

が、農村整備課合計といたしまして、県営かんがい排水事業費から現年団体営耕地災害復旧費まで、10の事業で、40地区、42億7,200万円余の繰越額でございます。

2月補正予算及び通常の繰り越し分として、用地補償や計画、設計に関する条件の関係でやむなく繰り越しをいたしましたけれども、今後早期に発注を行い、効果の早期発現がなされるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

27ページをお願いいたします。

森林整備課の繰り越しでございます。4つの事業で総額19億9,089万円余の繰り越しとなっております。

繰り越し理由といたしましては、いずれも経済対策による補正予算で御承認をいただいた事業でございますが、森林所有者の同意や効率的な事業を行うための設計等に時間を要したものでございます。

本繰り越し事業につきましては、既に一部竣工しておりますが、早期完成に向け努めてまいりたいと思っております。

森林整備課は以上でございます。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

資料の7ページをお願いします。

補正予算について説明します。

林業振興指導費の国庫支出金返納金ですが、これは旧八代郡泉村の第三セクター(株)氷川が、平成3年度から5年度にかけて林業構造改善事業で整備しました施設を処分したことに伴い、残存価格に係る補助金分を八代市に返納させるものであり、国費につきましては県から国に返納するものであり、1,232万5,000円の増額補正をお願いしております。

続きまして、28ページをお願いします。

28ページから29ページにかけて記載しております繰越明許費について報告します。

県産材利用加速化促進事業ほか6事業で、計56カ所、27億7,644万2,000円の繰り越しとなっております。これらには昨年の経済対策対応の事業も含まれておりまして、これらの繰り越しの理由としましては、設計の諸条件が9カ所、用地の関係が14カ所、その他が33カ所であります。

なお、緑の産業再生プロジェクト促進事業関係11カ所のうち6カ所、林道事業関係40カ所のうち3カ所は既に完了しておりまして、年度内完成を目指し努力をいたしております。

以上です。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。

資料の30ページをお願いいたします。

22年度への繰り越しを御説明いたします。

森林保全課といたしましては、治山関係の事業を繰り越しています。

上段の治山事業費から下段の現年治山災害復旧費まで、5事業で、51カ所、17億4,200万円余を繰り越しております。

繰り越しの理由といたしましては、用地関係や計画、あるいは設計等に関する諸条件により不測の日数を要したものでございます。

現在、11件が完了いたしております。残りにつきましても、早期完成を目指し、鋭意努力をしておるところでございます。

以上でございます。

○鎌賀水産振興課長 引き続き、31ページをお願いいたします。

まず、漁業転換助成事業費につきましては、2月補正で認めていただいたものでございますが、計画に期間を要し繰り越したものでございます。

以下の2つは、経済対策で認めていただいたものでございますが、塩害対策等の設計に関する諸条件、あるいは施設の規模、配置の検討のおくれにより繰り越したものでございます。

水産振興課は、3件、あわせて4億4,300万円余を繰り越すものでございます。よろしくお願いいたします。

○尾山漁港漁場整備課長 資料の8ページをお願いします。

上段の地域水産物供給基盤整備事業費につきましては、県及び市町村が管理いたします地域に密着した漁港の外郭施設、係留施設、水域施設などの各施設を整備することによりまして漁港機能の向上を図るものでございますが、国の内示増に伴いまして、1億153万円の増額をお願いしております。

下段の漁村再生交付金事業費につきましては、既存施設の有効活用、そういった観点から、漁港施設、それから生活環境施設の整備を行うものでございますが、5,501万5,000円の増額をお願いしております。

9ページをお願いします。

漁港関係港整備事業費につきましては、漁港施設の延命化を図るため、施設の機能診断や保全計画、保全工事を行うものでございます。853万円の増額をお願いしております。

以上、国の内示の増額に伴いまして、事業の進捗を図るために、漁港漁場整備課としましては、総額1億6,507万5,000円の増額補正をお願いしているところでございます。

次に、32ページをお願いします。

繰り越しでございますけれども、32ページから33ページにかけて11の事業で、案件にしまして23件になりますけれども、いずれも計画に関する諸条件、それから設計に関する諸条件、それから経済対策の補正等の理由としまして、やむなく12億3,195万4,284円の繰り越しをお願いしております。

以上でございます。

○村山農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

10ページをお願いいたします。

5,600万円余の増額補正をお願いしております。

内容は、説明欄にありますとおり、2つとも緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、耕作放棄地に関する地元での人的支援を行うものでございます。

まず、1の耕作放棄地解消雇用促進委託事業でございますけれども、耕作放棄地の所有者とそれから利用希望者との利用調整を促進しますために、希望します市町村農業委員会に調整員を設置すること、それから、市町村や農業者などに対しまして、解消作業費の積算などの助言指導を行う専門員を設置するものでございます。

次に、2の耕作放棄地解消110番相談員設置事業でございますけれども、昨年度から本課に設置しております110番に関しましては、半年間で120件を超える相談がございまして、これらに個別に対応できるよう相談員の設置をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。補正予算です。

11ページでございますが、新しい農業の担い手育成費として234万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

右端の説明欄をごらんいただきますと、これは緊急雇用創出基金を財源として臨時職員を雇用するものでございます。

1つは、企業等の農業参入に係る情報発信、あるいは説明会、こうした事務の補助、2つ目は、くまもと農業経営塾あるいは青年

農業者育成に関する事務の補助、これらを担わせるために臨時職員を雇用するというための経費でございます。

続きまして、説明資料の34ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。上段、下段とも、国の経済対策に対応した事業でございます。

まず、上段でございますけれども、説明欄にありますとおり、農業大学校における農産加工施設あるいは教育実習施設の整備を行うものでございます。設計に日数を要したために、1億5,000万円余の額について繰り越しをするものでございます。

次に、下段についてでございますけれども、これも農業大学校における教育実習施設の改修を行うものでございます。これについては、2月補正で予算措置をいただいたものでございますが、計画の策定に日数を要したということもございまして、4,500万円余の繰り越しをお願いするものでございます。

以上、1億9,646万円余の繰り越しとなっております。よろしくをお願いいたします。

○板東農産物流通企画課長 農産物流通企画課でございます。

地産地消の推進に関する施策を取りまとめたので、条例の規定に基づき報告をいたします。

委員会資料は、35ページから61ページでございますけれども、委員長のお許しをいただき、41ページ以降の主な取り組み内容を要約したものを準備させていただいております。それで説明をさせていただきたいというふうに思います。

昨年2月定例県議会において制定されましたくまもと地産地消推進県民条例では、農林水産物の身近な流通消費を通して、県内農林水産物等に対する理解を深めること、経済の循環や地域の活性化を促進すること、また、

郷土愛ではぐくむ取り組みということで進めておるところでございます。

まず、平成21年度の主な取り組みの成果でございます。

全部で9部局、66施策を実施いたしました。これを5つの項目に分けて説明をいたします。

まず第1でございますが、地産地消に関する情報提供と普及啓発でございます。

これにおきましては、インターネットやテレビ、イベントなどを活用いたしまして、効果的な情報提供や普及啓発などを実施しておるところでございます。5部局11施策でございます。

主な取り組みには、ホームページ「熊本県地産地消サイト」の開設による県産農産物や地域地産協力店などの情報提供などを進めておるところでございます。

第2に、多様な産業、組織と連携した県内農産物の利活用促進でございます。

これは、農林漁業と商工業、観光産業、あるいは学校などとの連携によりまして、加工品の開発、商品化、あるいは活用PRなどに取り組んでおるところでございます。

球磨焼酎のブランド化におきましては、農林水産部、商工観光労働部が連携いたしまして取り組むことで、県産原料米の使用量が大きく増加をしておるところでございます。

第3には、県内農林水産物の販売促進でございます。

県内の物産館や直売所、あるいは量販店におきます販売促進活動の支援、あるいは消費拡大などの取り組みを実施しております。

地産地消の家づくりにおきましては、林業振興課と農産課が連携いたしまして、新築をされた方、これは197戸でございますけれども、そこに県産材あるいは畳表の提供を行っております。

第4には、食文化の継承と食育や木育等を通じた農林水産業に対する理解の増進です。

○佐藤雅司委員長 ページを言うてください。

○板東農産物流通企画課長 済みません、これは49ページでございます。

特に、今教育現場におきましては、毎月19日の食育の日を「ふるさとくま(熊)さん(産)デー」といたしまして、学校給食に県産品を用いたメニューを提供する等々の食育教育を実施しております。

次に、50ページ、都市と農山漁村、生産者と消費者の交流でございます。

ここにおきましては、都市と農村の交流の中におきまして、滞在型ツーリズムに向けた棚田オーナーの制度導入や教育旅行の受け入れのための体制整備などに取り組む地域活動の支援もしているところでございます。

次に、52ページ以降になりますが、22年度に推進する主な施策を紹介いたします。

それぞれの項目で例を挙げてまいりますけれども、まず、情報提供と普及啓発の分につきましては、県内直売所を県内外に統一してPRし、販売力の強化につなげるための地産地消の消費対策等に取り組むこととしております。

また、農林水産物の利活用促進につきましてはですけれども、地域特産の大豆、これを使ってブランド化を進める、商品化を進める事業を用意しております。

また、農林水産物の販売促進におきましては、県内市場からの提案を踏まえて、新たな品目、作型の導入により、産地育成、販売促進を進める県内需要対応型野菜産地育成事業等に取り組むこととしております。

また、理解増進活動におきましては、県内の幼稚園や保育園児に県産ミカンを配って食育を進めるという子供たちへの県産果物ふれあい事業等を実施することとしております。

また、交流関係の取り組みにおきまして

は、地域の福祉活動の中にグリーン農業を取り組む支援活動を入れる地域の農縁づくり支援事業など、この辺等を新たに取り組むこととしておるところでございます。

条例制定の2年目になる本年度も、全体で7部局、68の施策を、各部署あるいは部局間の連携により、くまもと地産地消の取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。詳しくはお手元の配付資料を御確認いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

以上、報告いたします。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、まず議案についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 口蹄疫対策、防疫対策、本当に御苦労さんでございます。

今回、予算や国の施策等を見ましても、本県が率先して取り組んでいただいた事業の後追いで国が予算化をしてくるというような部分もありまして、これはやっぱり県の執行部、知事を初めとした農林水産部局の思い切った決断で、とにかく口蹄疫を熊本に入れないという決意のもとでの取り組みが、今なお発生が見られてないという状況で功を奏しているというふうに思っておりますので、皆さん方の御苦労に心から敬意を表したいというふうに思っております。

ところで、きのうの畜協の会長と知事との御懇談、会合があったということで、もともと都城発生以前の話でいけば、7月1日から県内市場の開設ということで、市場を運営しております協同組合関係もそのような思いでおったということであります。

しかし、まことに残念なことに、なお宮崎県内において被害が拡大しているという状況を受けて、知事の方からは畜産関係者の方に市場開設については御遠慮いただきたいとい

うこととお話をしたというお話も聞いております。

ただ、その会談の中において、7月1日から開設するかしないか結論は出ていないというお話であったというふうに思います。佐賀が既に市場をあけたという情報も入ってきておりまして、48万円ですかね、平均。非常に子牛の価格が高値で取引がされたということもございました。

ただ、やっぱりここは、知事の御判断、7月1日再開というのは、非常に佐賀と熊本の地勢的な問題から見て、宮崎と隣県であるという部分から考えても、非常にそれはやっぱり厳しい部分があるだろうというのはもちろんだと思っております。

ただ、一方で、この市場を開設している各種協同組合、5つか6つ、畜産協同組合連合会を初めとした南阿蘇畜産農業協同組合、それから阿蘇農業協同組合、球磨畜産農業協同組合、天草畜産農業協同組合がございすね。県内、事実上6つの市場があり、現在というか、これまで事実上稼働をしているのは5つの市場だということなんですけれども、市場はもう約2カ月間閉まったままなんです。

その協同組合等々の経営の中身までちょっと調べてみたら、実は、年間の手数料が農業協同組合の運営の主な資金というような状況になっている農協がたくさんあるわけです。そして、大体月に幾らぐらいその手数料が上がっているかといいますと、県の家畜市場で大体月平均で3,542万円、取り扱い手数料です、これが。それから、南阿蘇で463万円、球磨で932万円、天草で704万円、小国で67万円、全部トータルすれば、毎月大体5,707万円、平均ですけれども、毎月のトータル5,707万円、要するに市場開設手数料というんですかね、取引手数料が入ってて、月額その5,700万円余の資金というのが、事実上の農協の運営資金、主な収入という農協もたくさん

あるわけでありまして、2カ月間閉鎖してれば、トータルでいえば、これは5,700万ですから1億1,400万ですかね、足し算して、2カ月分。

農協の経営の中で、もちろん経常経費は出ているわけですから、人を雇ってないわけじゃなくて経常的な経営はやらなきゃならない。2カ月間で1億1,400万のお金が一切入ってこない状況が現実にあるということの認識を、やっぱり我々はしなきゃならないというふうに思っています。結局、農業協同組合が経営破綻してしまうという危機的状況になっているんだということだと思います。

一方で、口蹄疫のことを考えれば、やっぱり畜産関係者が一堂に会する家畜市場でもやがあれば、その1回だけで県内のほとんどの畜産間に蔓延してしまう危険性が非常にある、市場そのものが持つ性格としてあるという部分もよくわかります。

そこで、知事の方からは、7月1日開設については見合わせていただきたいというお願いがあった、これもごもつともな話なんです。

ただ、今言ったように、経済的な理由と、それから口蹄疫の拡散防止というそのはざまの中で、市場を開設している組合は本当に苦しんでいる状況であります。だから、あなたたちは苦しんでいるけれども我慢しなさいだけで、家畜市場をあけちゃならないという話をする段階ではもうないですよ。

要は、家畜市場をこのまま閉鎖するという部分については、何らかの支援を、行政——国、県、本来国ですけれども、後追いですから、国は全部。県の方でやっぱり先行してやる覚悟がない限り、7月1日以降、市場をあけるなど言ってあけないで、じゃあその後、協同組合がつぶれる、農協がつぶれるということすらあり得る状況になっているという部分については、皆さんも十分御認識いただいているものだというふうに思っております。

そこで、そのような状況の中で、どのような対応をとろうと思っているのか。県としては、開設しないでくれということを言う以上は、その背景、開設しないでも、要するに経営体がちゃんと維持できるという根拠をやっぱり出さないと、あけてくれるな、そのまま立ち枯れるということに、「はい、わかりました」と言う人はだれもいませんよ、これは。その辺の部分について、どういうお考えがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○牧野団体支援総室長 家畜市場の閉鎖関係で、まず畜産農家のそのあたりの支援ということで専決処分でしたわけですが、今の御指摘のように、市場開設者の方の手数料に影響するというふうなところでございます。

一応こちらの方で金融支援というふうなものが、基本的には農業者の方の支援というのが主眼でございますものですから、その趣旨からのがあるんですけども、今御指摘のように、結局家畜市場の経営者、経営開設者である畜産農協とか、そういうふうなところに影響がありますと、ひいては農家にも影響してくるというようなこともございますので、そのような観点から、畜産農協というふうな方に対しての支援につきまして今検討しているところでございます。

○前川収委員 御検討いただいていることはよくわかっております。ただ、今言ったように6,000万弱の毎月の手数料収入があつて、そのことをもって経営されているわけでありまして、7月1日から開設したいという経営体の思いというのは、もうぎりぎりの選択なんです。既に2カ月間まるつきり穴があいてて、その分はどこでじゃあ賄えるかというのと、何も無いわけですよ。どこから補てんされるわけじゃない。

当然、農家に対して、えさの補助とか、今回追加提案もしていただいておりますけれども、延びた分のえさの補助とか等々を入れていただくことは非常にありがたく思っておりますけれども、じゃあ農家はそれで何とか生き残ることができたと、市場がなくなったということになれば、今牧野さんがおっしゃったとおり、農家のための市場ですから、どこに出すんですかという世界が出てくるわけでありまして、これはやっぱり農協を中心とした経営体の——ほとんど農協なんですけれども、農家と農協が一体だという意識を持ってもらわないと、農家には、ちゃんと助成しましょう、農協はしませんといったら、結局農家が困るわけでありまして。

しかも、これは今検討なさってらっしゃるけれども、7月1日までというなら、あともう半月ですよ。相当な議論をきちっとやらないと、しかも根拠を出さないと、つぶれてしまう——農協の倒産って余り聞いたことがないんですけども、破綻するという可能性があるわけですよ。

マスコミの皆さん方にも、そこはちゃんとわかってもらつとかなないけないんですけども、ちゃんとそれをやるということは、どっちかを——両方両立させるためには、今ここでやっぱり県がしっかりした決断を持った農協に対する支援というものを具体的に提示していかない限り、農協がつぶれて最終的に農家が困るという状況になる。

一方で、じゃあ無理して7月1日から市場を開設して、よもやがあつた場合はという選択もあるわけですから、そこはやっぱりちゃんと——助成というのはいろいろあると思います。無利息・無担保で利子補給してお金を貸しましょうという話があるけれども、丸々穴があいたやつは、なかなかお金を借りてもいつそれを取り戻せるかということは難しいわけですよ。

制度とか法律の話は、私はよくわかりませ

んが、現実的には、この部分を何らかの形で埋め合わせをする助成、融資じゃなくて助成制度、これは制度じゃなくても、見舞金でも何でもいいですよ。別にお金に色や名目がつくわけじゃありませんから、そういったことを具体的に考えていただき、早目に新たな決断——知事がお願いされるように、7月1日以降も市場閉鎖とおっしゃるのであれば、そういったものについてきちっと話し合いができることをやっていただきたいというふうに思います。もう一回御答弁をお願いします。

○廣田農林水産部長 今、前川委員の方から話がありましたように、農家については、いろいろな融資制度でありますとか、飼料代の助成とか、そういった制度があるんですが、市場を運営する畜産農協等についての制度というのがなかなかないものですから、ただ、こういった市場を閉鎖していただくようお願いする、見合わせてもらうというのを、一方的に関係者だけに犠牲を強いるというわけには当然いかぬと思います。

そういうことで、何とか、先ほど話にありましたように、総額では5,000万から6,000万、月の収入が全く途絶えてしまって、やっぱり中には7割から8割が手数料収入だけというところもあるというふうにも聞いておりますので、それについては、何とか運営が立ち行くような方向で、今具体的な検討も進めておるところでございます。

そういうことで、最終的にまた市場の再開を延期していただくかどうかの前には、そういった県としての支援策あたりも提示しながら、また御相談をしていきたいというふうに思っております。

○前川収委員 もう1つ。

ぜひスピード感を持ってやってください。というのは、市場が開くか開かないかは、畜産農家の体制に影響が出るわけですね。7月

1日から開くという思いで畜産農家がいらっしやるのか、まだ待たなきゃならないということなのかというのは、非常に影響が出るわけでありますから、早くその結論を出していただくように、これは要望で結構です、お願いいたします。

○佐藤雅司委員長 相当な畜産農家の不安、それからそれに対する畜協の不安というの、もうピークに達しているというふうにかえられますので、ぜひ早急に、そうした不安を取り除く意味からも検討をし、そしてお互いに情報交換をしていただきたいなど、私からも要望しておきたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

○村上寅美委員 今の関連ですけれども、当然それは国の方にも要望するだろうから、そして今前川委員が言うたように、やっぱりスピードが大事だから、ぜひひとつ、その結論はお願いしたいと思います。

それから、板東君、60何ページで、幾つかいろいろなあれを最後の方で君は説明したね。新幹線も、いろんなことがあつとるけんね。

それで、今、物産会館とかいろんなところの初歩的なところはあるんですよ、こういうのが。しかし、本格的に地産地消で農林水産物をやろうというようところが、熊本県はどこかあるんですか。

○板東農産物流通企画課長 県内におきましても、本格的に、いわゆる県産農産物を総合的に取り扱うような物産館ということではないかと思っておりますけれども、今のところ全体としてはないというふうに認識しております。農産物を集めたところ、あるいは物産という形での部分というのは、それぞれにございますけれども、全体を集めたというのはいないというふうに認識しております。

○村上寅美委員 それで、道の駅とかいろんなところで人気の出ているところもあるけれども、例えば観光バスが来て、そして幾らか——七城とか、いろんなところがあるかもしれぬけれども、本格的に農林水産物を中心とする、これを農商工連携でぜひひとつやってもらいたいという要望を、潮谷知事の時代から——これはもう発起人会も終わってますから、会社設立の準備まで民間で——本来ならば、物産会館あたりをどこの県でもつくっているようだけど、熊本県は、財政上の問題も含めて、今になって県につくってくれというわけにいかぬから、農林水産団体でやろうという意識がありますから、場所の提供とか、補助のどれが一番ふさわしいか、どういう組み立てがいいかということは、発起人が出ているから、ぜひひとつ農政の方で進んでやってもらって、商工の方と連携をとりながらやってもらいたいと思います。

もう要望でよか。答えは出らぬどけん。ぜひ真剣に、部長取り組んでください。商工と一緒にですね。要望します。

○吉田忠道委員 先ほど口蹄疫の話が出ましたので、質問はほかにもあるんですけども、まず口蹄疫の関連から。

特に細かい質問はちょっと後にしますけれども、危機管理という面から、今まさに宮崎の方の拡大がとまっております。幸いにして本県には飛び火しておりませんが、最悪の状態を想定するということは——あれは想定外だったということはよく聞く言葉でありますけれども、これは我が県の方に入っていない方がむしろおかしいぐらいだという状況ですので、想定外の想定ということを念頭に——それはどういうことかという、最終的には、私は生きるか死ぬかの問題だと思うんです。生産者、全部関連して、生きるか死ぬかの問題にかかってきますので、その

最悪の状態を想定しながら、どう対応していくかということは一応考えとってもらいたいというふうに思います。まさに非常事態だというふうに思っております。

そこで、ちょっと議案の細かい内容ですけども、追加資料のところでも1億6,400万余りの……

○佐藤雅司委員長 ページは何ページですか。

○吉田忠道委員 追加資料の2ページ。

これは、先ほど国のことの話もありましたけれども、この関連がまだちょっとはっきりわからないということもありましたけれども、この2ページに書いてあります2番ですね。飼料代等、この助成の根拠は、今国が出されておる対策とほぼ同じ根拠になるんですか。これが1件ですね。

それと、3番の方も同じですね。運賃に対する助成の方も、大体国が今対策を出そうとしているのとほぼ計算の根拠は同じかどうかというのを、まず質問します。

○高野畜産課長 吉田委員の御質問でございますけれども、まず県の方の予算につきましては、これは肉用子牛とか乳用牛の育成牛とか、いろんな段階はあるんですけども、今のところ肉用子牛が、これは1カ月当たりの県の根拠は大体4,000円としております。交雑、これはF1ですけども、一応3,000円、それと、「ぬれ子」関係が、大体月当たり2,000円ということで計算しているような状況でございます。

それで、先ほど国の方から出た部分は、この概要書に書いてありますけれども、子牛1頭当たり400円と書いてありますから、子牛がどこまで見れるのか、「ぬれ子」とかそういったのが見れるかどうか、ちょっと今のところまだはっきりしておりませんが、

単純に肉用子牛でした場合は、大体400円ですから30日すると1万2,000円ということで、今単純に比較した場合は、かなり国の方が高額な予算を計上してあるような格好だと思っております。

それから、国の方の予算の部分ですけれども、例えばここに市場再開の県外購買者ということでしているんですけれども、一応これは九州管内、例えば福岡、佐賀、長崎あたりが対象になるわけですけれども、こちらから牛を熊本県内に購買に来られた方は、1頭当たり2,000円の助成があるんですよ。その中で、国が2分の1の2,000円、本来なら生産者が2分の1は負担するような格好になるわけですけれども、それを今回県が負担いたしまして、一応1頭当たり2,000円、そして、九州外から来られた場合は、5,000円の助成をするために国が2,500円、県が2,500円ということで考えております。

○吉田忠道委員 ありがとうございます。その件は了解いたしました。

次、耕作放棄地の関連で質問いたします。資料の10ページです。

今回、耕作放棄地の関連で、これは緊急雇用創出基金事業を使って調整員20名、専門員3名、これらをやるということですが、これは、先ほどの説明では各市町村の農業委員会等を通じてというような話だったんですが、この20名の内訳をもうちょっと具体的に説明してもらっていいでしょうか。それから、専門員の3名もですね。

それと、もう1つ、その下の耕作放棄地110番というのは、これはこれまでもあったのか、初めてなのか、1名はどこなのか、これをちょっと教えてください。

○村山農地・農業振興課長 先ほどの説明でちょっと不足しておりましたので、補足したいと思います。

この20名でございますけれども、まず、このうちの18名を各市町村が希望する農業委員会に配置をしたいということで考えています。

実は、委託事業でございますので、これは、県の農業公社の方に一括して委託しまして、農業公社で雇用していただいて、それを各市町村農業委員会に派遣するというところで考えております。

その18名が各市町村農業委員会に参りますけれども、あと2名は、その18名のいろんな庶務的なものとか、いろいろ情報の収集とかありますので、2名を農業公社の方に配置するというふうなことで考えているところでございます。

それから、その下の専門員3名でございますけれども、これは先ほどちょっと言いましたけれども、耕作放棄地の解消事業をするときに、特に国の事業というのはどれだけ費用がかかるかというので、土木的な設計というのはかなり資料がたくさんあります。それから、図面を作成したり、それから実績報告書もかなり詳しいものを出したりせないかぬものですから、それでことしは実は利用が少なかったという事情がございまして、それをサポートする意味で、この3名を、これは県の土地改良事業団体連合会の方に一括して委託しまして、そこに配置して市町村にサポートをするというふうなことで考えているところでございます。

それから、下の110番でございますけれども、これは昨年の5月に一応立ち上げております。本格指導は夏からでございましたけれども、ホームページとか、あるいはチラシ等で、耕作放棄地がありましたらここに連絡してくださいというPRをやっております、昨年からは設置して、先ほど申しましたけれども、大体半年ぐらいで120件を超える相談件数があるというので、個別になかなか——今うちの職員がやっております

けれども、個別対応がなかなか難しいものですから、こういう専門的な相談員を設置しまして、個別の対応をやっていきたいということで考えているために設置を考えているところでございます。

以上でございます。

○吉田忠道委員 今1、2を含めまして、これは要するに調整員だとか相談員とかいう、これは金額はもうほとんどが人件費でよろしいわけですか。

○村山農地・農業振興課長 人件費プラス活動費ですね。いろいろ現場に行って調査したりする旅費ですとか、あるいはいろんな事務費もございますので、それも合わせての金額でございます。

○佐藤雅司委員長 そこは、後ほど詳しく吉田委員の方に説明をしておいてください。

○村山農地・農業振興課長 はい、わかりました。

○佐藤雅司委員長 ほかにありませんか。

○渡辺利男委員 私も、口蹄疫対策でちょっと具体的なお尋ねに入る前に、さっき前川委員が言われたことなんです、私も、きょうの部長の7月1日から再開する予定の市場の開放については再考を求めているということを知っていて、それはちょっとどうかと、責任の所在がはっきりせぬなと思って、言おうかと思っただけでも前川委員から詳しく言われましたけれども、やっぱりこういう緊急事態の中ですから、団体にそういうことを、できればやめてくださいよということ行政が求めるだけでいいのかということですね。県は、後で悪い結果が出たときに、うちは再開しないように求めたんですけれどもという責

任逃れのために何かそういう態度なのかなというふうにもとれぬことはないと思うんですよ。

やっぱりこういう場合は、はっきり判断をすべきだと思うんですよ。やっぱりまずいと知事が思うなら、もうやめてくれと、はっきりもう少し強くね。そのかわり言われるように、片手に支援策を何かつくってから言わないと、もう団体の皆さんは今言われたように生きるか死ぬかの中でやっておられるわけだから、そこにそういう要請をする場合は、例えばこれはもう鹿児島県も大分県も一緒だと思うんですよ。

こういう団体に対する支援なんかも防疫対策の一つですから、国に何らかの支援を緊急に3県合同で求めて、その上でやっぱり強い姿勢でといいますか、責任と判断を明確にしていくということは大事なことだと思いますので、これは要望しておきたいと思います。

それで、ちょっと具体的な質問なんですけれども、緊急消毒の第2回目をやるということで、6月11日、県告示をされておるわけですが、その前の第1回目が4月30日ですよ。約40日間の間があるわけですが、この期間的なものというのは、やっぱりえびの市とか都城市というふうに割と近くで発生をしたということなのかなと思いますから、まず、40日間しなかったというのはどういう理由かというのと、1回につき対象全部をするのに幾らぐらい予算がかかって、対象農家数はどれだけあるのかというのを、まずちょっと教えてください。

○高野畜産課長 先生がおっしゃったように、2回目の今回の消毒の分でございます。それで、1回目は、これはもう団体あたり等がちょっと先行したところはあるんですけども、炭酸ソーダといまして、これは粉を薄めてからそれを散布する、それとか消毒槽に入れるような薬でございまして、大体1000

倍から2000倍ぐらいは薄められるわけなんですよ。

それで、ある程度はその部分で足りていたと思うんですけども、どうしても足りないというところであれば、家畜保健所あたりにも常備しておりますので、そういったところにとりにきてほしいというみたいな話を聞いております。

それと、やはり養豚とか大型の部分につきましても、どうしても県だけでは足りないということで、自分でもかなり消毒はされておりますので、そういった部分で対応するということです。

それと、その間に消石灰あたりを1回——特に畜舎の中も重要ですけども、住宅、そういったところの入り口の部分に消石灰をまいて、とにかくこれ以降は立ち入らないでくださいという看板もやってきた経緯はあります。

それで、今回が2回目でございます、これは特に今回特措法絡みの部分もありますし、そういった部分で、また再消毒を農家の方に認識していただきたいということで、今全農家に消毒薬の配布をやるように進めているような状況でございます。

○佐藤雅司委員長 戸数はわかりますか。

○高野畜産課長 済みません、1回で大体1,000万円ぐらいでございます。1,000万円前後でございます。

○佐藤雅司委員長 対象戸数は。

○高野畜産課長 4,300戸ぐらいです。これは、養豚農家と肉用牛・酪農農家、その全戸の戸数でございます。

○渡辺利男委員 じゃあ、県の告示ということに基づいてやるけれども、1軒1軒県の職

員がちゃんと見についてやるということではなくて、自主的にやってくださいよということなんですか。

○高野畜産課長 今回の第2回目の部分についても、一応消毒薬は全農家配布するような格好にしております。それで、かなり今消毒の部分も徹底されているんですけども、さらにもう一度消毒の徹底をしてほしいということで、消毒薬を提供しながら、再消毒の認識を高めてもらいたいと思っているような状況でございます。

○渡辺利男委員 じゃあ、4,300戸の農家がきちんとやったかどうかの点検はできないわけですね。

○高野畜産課長 僕らも、振興局を通じまして、各町村を通じて農家の方に配布するような格好にしているわけございまして、とにかく今の状況では、農家の聞き取りあたりをすると、かなり徹底的に消毒はされておりますので、全部の農家がされていると僕らは認識しているような状況です。

○佐藤雅司委員長 それは、JA、それから市町村、振興局を通じて確認はしているわけでしょう。

○高野畜産課長 はい、確認しております。

○佐藤雅司委員長 確認しているということですか、やったということは。それでいいですか。

○高野畜産課長 はい。

○渡辺利男委員 もう1点お尋ねします。

消毒ポイントを、こういうふうにあつめてやられております。74日分で今度1億436万

円の追加の予算が出ておりますけれども、これは口蹄疫特措法による消毒ポイントが9カ所、自主ポイントが13カ所ですけれども、これは合計22ポイントを合わせたところの経費ということなんでしょうか。

○高野畜産課長 はい、そうでございます。

○渡辺利男委員 それで、単純に日にちでこれを割りますと、1日150万ぐらいかかっているわけですが、具体的にどういったところにこの経費はかかるんですか、毎日消毒するのに。

○高野畜産課長 例えば、1番から9番の全車両をやっている部分につきましてですけれども、これは、消毒ポイントによっても、いろいろ非常に金がかかっている、かかってないところもあるんですけれども、例えばこの人吉の大畑、これは1日当たりの交通量がざっと2,000台ぐらいある地域でございます。そういった部分で、やはり一番かかっているのは、そういうプールをつくっておりますので、誘導員が必要になってくるわけなんです。とにかくスピードをある程度落とさせて、ここの消毒槽を通過していくというみたいな部分で、それで大畑の場合が大体誘導員を5名一応お願いしているんです。これは民間の方を雇っているんですけれども。それと24時間となりますと、それが3交代ということになりますので、この消毒ポイントでやはり一番金がかかるところは、そういった人件費、雇用でございます。

○渡辺利男委員 その9カ所は、法による消毒ポイントだから国の負担があると思うんですけれども、自主ポイントの方はどうなんですか。もう単県で出しているわけですか。

○高野畜産課長 この自主ポイントは、基本

的には町村とか農協あたりがされているわけでごさいます、一部県も中に入れている分があるんですけれども、大部分はそういった市町村がやっています。

それで、基本的には、例えば消毒の機械とか消毒薬、それとか、どうしても休息する場所とかそういう事務所、それとトイレ、こういった部分が必要になってきておりますので、そういった資材のレンタルは一応県費で今出しているような状況です。

それで、人件費につきましては、それぞれの市町村とか農協、こういった部分でやってもらうというような格好を基本にしているような状況でございます。

○佐藤雅司委員長 私も、高森町菅山に行きましたけれども、やっぱりまだ涼しい時期でしたから。だけど今は恐らく気温も上がって、防護服まではいかぬと思いますけれども、ああいうかなりの厚い長袖を着て、体力も相当消耗するんじゃないかなというふうに想像はしております。

渡辺委員、よろしゅうございますか。

ほかにございますでしょうか。

○吉田忠道委員 先ほど聞くのが途切れておりましたけれども、口蹄疫関連でいろいろ情報も寄せていただいて、県内の方に皆さんの協力も得なきゃなりません、ある面ではちょっと不安を持っておられる方がおられるということで、ちょっと確認したいんですけれども、種牛の移動の話がありましたですね。それは聞いておるんですけれども、移動制限区域あるいは搬出制限区域には当たらないけれども、その近くの種牛の子牛が本県に非常に近い五ヶ瀬町に移動されたという話を聞きました。それで、熊本県の北部に当たる方からすれば、非常に不安を感じておられましたけれども、その情報に対しては、熊本県はどういう対応をされたんでしょうか。

○佐藤雅司委員長 この件につきましては、私も質問で——とうとう時間切れで答弁をいただけませんでしたけれども、あれは高千穂町五ヶ所というところでございます。高森町から5キロもないところという場所でございますが……。

○高野畜産課長 今、吉田委員からの御質問でございますけれども、宮崎県の家畜改良事業団、こちらの方が、種雄牛の移転とかなんとか御存じかと思っておりますけれども、あそこが、高鍋ともう1点が高原、これは畜産試験場の隣接地でございますけれども、そちらで、直接検定とか、子牛の部分の本牛の検査をそこでやっているところでございます。

そういった部分で、委員が言われましたように、これが5月19日でございますけれども、16頭を高原から五ヶ瀬の方にフェリーを使ってから移転させたというみたいなところでございまして、畜産課の方にも地元から、特に南阿蘇の方から、そういった抗議といたしますか、そういう話があつてきております。

それで、うちの方といたしましては、とにかく法律で搬出制限区域の中の牛を外に出すということは、もう法律的にはできませんけれども、そういった部分、超法規的に今西都の方の種牛5頭については出ているわけですが、今回の部分は、移動制限にかかってないところからかかってないところに搬出したという部分で宮崎県には抗議はいたしましたけれども、それを阻止するという事はなかなかできなかった状況でございます。

そういう中で、とにかく4月——その16頭が、どういった経歴の牛なのか、例えば一番心配されるのが、川南町とかあつちから来た種牛候補じゃないかとか、それとか、4月20日に一応口蹄疫が発生しておりますけれども、それ以降に搬入された種雄牛候補じゃないか、そういったところが一番心配でござい

ますので、これは宮崎県を通じまして家畜改良事業団の方にそういった状況、経歴をとにかく知らせてくれということで、連絡しましたところ、4月20日以降にそこに導入された種牛はいない、それと、川南とか高鍋、そういったところから来た牛はいないというみたいなのが確認されましたので、その分については、農協の方の口蹄疫対策本部の方に状況は報告したところでございます。

○佐藤雅司委員長 正確に言つとかないかぬと思っておりますが、高千穂町五ヶ所というところなんです。五ヶ瀬じゃないんです。五ヶ瀬町はまた別ですから……

○高野畜産課長 はい。

○佐藤雅司委員長 それから、懸念を言つてらっしゃるということですか。次長、お願いします。

○麻生農林水産部次長 畜産課長の補足でございますが、強い懸念を地元の方からいただいておりますということで、まず農家の意向をストレートに宮崎県側に伝えております。逐次各16頭の生まれた場所、それから移動した時期、移動させた場所等について1頭1頭確認し、各最終移動日については、もちろん制限外ですけれども、4月20日の発生ですので、4月2日ということで、すべて確認をして、危険が及ぶのは低かろうということですが、それにあわせて防疫体制の徹底を宮崎県側に要請をしているということでございますので、補足させていただきます。

○吉田忠道委員 いろいろと対応をされておることは今わかるんですけども、私自身も、委員でありながら、その状況を知らなかったということ、やっぱり適切に情報も配布されておるような感じではありますけれど

も、ややまだ不安が残ったということですから、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○前川収委員 いいですか、今の関連で。

種牛については、陽性陰性の検査はもちろんなさっているでしょう。要するに、経路云々はわかっているけれども、現状、口蹄疫の菌を持つか持たないかというのは、検査ができるはずでしょう。

○高野畜産課長 その分につきましても、宮崎県の方に問い合わせをしておりますし、逐次しているんですけども、今のところそういう問題はないということの……。

○前川収委員 要するに、見た目の症状として問題がないということですか。しかし、それはちゃんと検査してもらった方が一番安心じゃないですか、陰性陽性がはっきりわかるんだから。それは要請してないの。

○市原畜産課農林水産審議員 口蹄疫につきましては、臨床症状が確認された場合にPCR検査を実施するというのが国の方針でございますので、今回の牛につきましては、臨床症状を獣医師が確認して異常がないということを知っておりますので、こういうPCR検査までは行っていないということでございます。

○前川収委員 それは法律はそうかもしれませんが、わざわざ移動してきて、もちろんフェリーを使って、口蹄疫の感染地域を避けながら、宮崎港から——どこから出たか知りませんが、ずっと回って行って延岡かなんかに揚げて、そして高千穂まで持ってきたというような話はもう以前から聞いておりました。

やっぱり我々の不安を一番解消してくれるのは、要するに症状が見えたときに検査するときは、ほとんどもう遅いというのかな、もう手おくれの状態になっちゃうわけですから、今症状はなくても、そういう特異な経緯があるやつであるならば、PCR検査をしてもらって安全性の確認をしてもらえれば、高森やその周辺、我々の方の不安もなくなるわけですから、事前にやっぱり転ばぬ先のつえでやってもらったが一番宮崎の方も助かると思いますので、それを要請されませんか。

委員長、そのことを宮崎側に要請をなさることについて考えはないか、御答弁をお願いします。

○高野畜産課長 今、前川委員の方から話がありましたように、宮崎の方にも一応話はしてみたいと思います、そういった方向で。

○前川収委員 はい、お願いします。

○佐藤雅司委員長 私も申し上げましたけれども、相当の懸念をやっぱり言うておきまさんと、後でいろんなことが起きたときにはもう大変になりますので、そこは懸念を伝えておいていただきたい。そして、ちゃんと確認をずっとしていくということは大事なことです。そうでなくても、阿蘇地域の高森の皆さん方とか、それから阿蘇の畜産農家の人たちも、相当いろんな流言飛語が飛び交っております、もう許したというようなことを——熊本県に対して不信感を持たれるというようなことにもつながってまいりますので、そこは法律上の問題よりもやっぱり気をつけていかなきゃならぬなというふうに思っておりますから、そこをよろしく。また報告もしていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○中村博生委員 口蹄疫が大変でびっくりし

ております。

地産地消ですけれども、21年度の主な取り組みというか成果が書いてあります。県産材と畳表をしていただいておりますけれども、まさしく県産の材木と畳表ということでありましょうけれども、これは施主の問題——新築に限るというようなことでありますけれども、施主の問題かもしれないが、要は地産地消、作物以外にもいろいろあると思いますけれども、地場の建築屋さんとか、大工さんとか、畳屋さんは、これでいけば地元の畳屋さんであろうと思いますけれども、今大手の住宅メーカーが結構入り込んできておりますので、そういった状況等が少しわかれば、その辺を——わからぬかな、これは。わかりますか。わかれば教えてください。

○藤崎林業振興課長 90本プレゼント事業につきましても、いわゆる県産材であるという証明つきのものをプレゼントするというふうになっておりますので、その部材につきましては、県産品であるということ認識しております。

○中村博生委員 そうじゃなくて、もろた人、だから施主も問題であろうかもしれないけれども、大手の住宅メーカーに家をさせらす場合があるですたいな。発注する場合がありますじゃないですか。そういった中身がわかればという……。

○麻生農林水産部次長 私も、すべての情報を把握してませんが、畳の方の関係からいいますと、地場の企業が発注し、その後、モデル住宅ですけれども、よかったということで、地元の畳を使いたいということで、具体的にJAあたりに申し込んだというふうな話は聞いております。

ただ、全体について、逐次どのメーカーかということではございませんけれども、一部

地元メーカーさんが、この制度を使って畳あたりをその家とは別のところで活用していただくというような動きも出てきているというふうには聞いています。

○中村博生委員 畳はわかるんですね。木材が、やっぱり何遍も言うごたるばってん、大手のメーカーあたりの建築率というのが高いようでありまして、要は、言いたいのは、人的地産地消なんです。今まで大工さんとして地道にやってこられた人たちも、そういう大手が入ってくるから仕事がないような状況もありますから、その辺がちょっとわかればという……。

○佐藤雅司委員長 去年おとし、地産地消推進県民条例というのを議員提案でつくらせていただきました。そういう中で、建築土木の分野についても、できる限り熊本県産品、そして地産地消、域内循環をやっていくというのが条例の趣旨で、そして、しかも後で出てきますけれども、報告事項になっているということなんですね。そういったところを中村委員がおっしゃっているというふうに思っておりますけれども、そうしたことをどのように取り組まれているかという話だろうと思うんですけれども。

○藤崎林業振興課長 昨年の状況等も見まして、圧倒的に地場の工務店からの要請といいますか、申請があつておまして、ほとんどが地場の工務店さんが受けておられるという状況であります。

○中村博生委員 農商工連携というところがありますから、その辺をびしっとした形で人的地産地消みたいな感じ——やりとりはありよるとでしようけれども、その辺のやっぱりいろんな確立をしていったらよかつかなと思いますよ。

八代でいえば、イグサをやめて米しかつくらぬと、施設園芸がふえた、そこに今までイグサをつくりよったばってん暇だから仕事に行く、これは大変助かっとなる部分もありますけんですね。そういった感じもあるけん、地産地消といえど地産地消だけんな、その辺をよろしく今後お願いします。

○渡辺利男委員 藤崎さんの顔が見えたけんが、ちょっとお尋ねしますけれども、林業従事者数は10年前と比べて今どれだけになっているかというのと、平均年齢はどれだけになっていますか。ちょっと教えてください。

○藤崎林業振興課長 ことしが国勢調査の年になっております。今まだ調査中ではありますが、平成17年度の国勢調査によりますと1,655人、その5年前に比べますと2,400人から1,655人に減るという状況でありました。

ことしはまだ今調査中ということで、今一番新しいのが平成17年の1,655人ということです。その年齢につきましては、60歳以上の方が4割を占めておられるという状況であります。

○渡辺利男委員 12年の調査では、60歳以上は何割ですか。

○藤崎林業振興課長 35%です。

○渡辺利男委員 そこで、きのうの環境対策特別委員会でもそうだったんですけども、例えば温暖化防止条例をつくって計画を今年度中につくるということで進められていますけれども、森林の果たす役割は大変大きいと思うんですよ。森林整備については、歴代の知事も非常に理解があった方だと思いますから、割とそういう予算もほかの部に比べればちゃんと組まれてきたと思うんですが、結果として、やっぱり林業従事者が着実にこうい

うふうに減ってきているという状況ですよ。

先日いただいた五木村の振興計画あたりを詳しく読んでみましたが、あそこは林業か観光しかないわけで、林業の計画、いろいろメニューを見てみますと、いろいろ出しておりますけれども、その目標を達成するには、大もととなるやっぱり林業従事者がふえぬことには、減っていくので目標達成できないわけでしょう。

今の知事は、目標の政治と言われるけれども、私は目標イコールやっぱり結果だと思うんですよ。結果が出らぬことには——行政は、計画をつくるのは非常に上手で、いろんな計画はいっぱいつくられますけれども、その結果どうだったのかという検証はほとんどされなくて、結果責任が問われないわけですけども、林業の振興という意味では、この林業従事者数をいかにしてふやすかということが一番やっぱり大もとになると思うんですよ。

そのことについて、もう少し知事が言われるように、何年後には何%ふやすとか、そういう目標をはっきり立てて、国でいったら閣議決定になりますけれども、県の場合でもはっきりそういう目標を立てて具体的にやっていかないと、ああいう五木村の振興計画あたりの中身を見ても、うまくいくかなと思うんですよ。

そういう意味において、どうでしょう、林業従事者をいかにしてふやしていくかということについては、基本的にどういうふうに考えられているのか。

○佐藤雅司委員長 下林次長、決意を述べてください。

○下林農林水産部次長 今御指摘のとおり、今1,655名という国勢調査の状況でございますが、平成28年度を目標に担い手育成基本計

画というのを持っております。1,950名を確保するという目標を立て、それに向けた今森林整備予算がある程度追い風という状況がございますが、そういった事業もうまく使いながら、緑の雇用対策を講じるということによって、その体制を整えていきたいと考えております。

現段階でも、新規参入——1次産業に関心を持っておられる若者の方もふえておられますので、そういった方々をUターン・Iターン者も含めまして確保するという意味での緑の雇用対策事業もしております。実績としては、平成20年度には、実数の110名ですか、というような確保実績も持っております。

こういった都会の若者への林業就業への仕事のガイダンス等もあわせて講じながら、新規参入者を確保しながら、しかも就業条件の改善施策もあわせ講じるということによって、その目標の達成に向けて取り組んでいくということで今事業を進めておるところでございます。

○渡辺利男委員 立派な回答をいただきましたありがとうございます。

きのうの温暖化防止のあれでもですたい、カーボンオフセットとかいろいろ書いてあるけれども、林業従事者が減っていきよるのに、ああいうことだけいっぱい羅列して書いても、絵にかいたもちと思うとですよ。やっぱり林業従事者として山に行って仕事した方が、都会におって安か給料で働くよりもよかばいということにならぬ限り、ふえぬと思うとですよ。ぜひ頑張ってください。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんでしよか。

私から2点、口蹄疫の関係で要望を申し上げておきたいと思えます。

まず、経営安定支援対策のことでございませけれども、きょうも国の方のいろんな措置

について見てました。それを含めまして、やっぱり畜産農家が本当にぎりぎりのところで頑張っていらっしゃるということでの対応をきちっとするためには、こうした県が支援策を出した、国が出したということ、きちんとしてやっぱり農家に、こうした融資もあります——もちろんそれは承知されていることでもありますけれども、それから措置も出します、えさ代の補助もあります、それからその枠を広げましたということ、すべてが安心ということとはもうあり得ないと思うんですけども、そうしたことの周知、やっぱりきちんとしたものをお配りしていくということが大事なことだろうと思えますので、そうした経営安定対策についてのいろんなものについて畜産農家の手元に渡るように、ひとつPR、周知徹底をお願いしたいというのが1点でございます。これについては、また変わる可能性がありますので、それも含めて頭に置いとかないかぬかなというふうに思います。

それが1点と、あと1点が、天草地域の消毒ポイント、今4カ所してありますが、どうも地元の方で、不安もありますし消毒をしっかりとやりなさいという声と、それから、いろんな関係の方々が、余りやると交通渋滞を起こすというような逆の話も出てきているようです。

したがいまして、農林水産部だけじゃない関係機関と、もちろん知事が本部長ですから関係各課、そこらあたりとしっかり連携をとっていただいて、まさに一点集中、防疫体制をしっかりとやるんだという決意のもとに、天草地域の防疫体制の徹底をもう一度お願いしたいということでございます。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号から第6号まで及び第31

号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

○児玉文雄委員 私も一言はちょっと言いたいと思って、その他の事項でございますので、今まで我慢して待っておりました。

というのは、きのうの特別委員会等々である程度は執行部の方もわかってきておられると思いますが、海砂採取の件ですが、同じ業者が2回続けてあの違法工事をやって海上保安庁から摘発されたわけですね。そして、3回目も、同じ業者のおいの人間が、別に新しい会社をつかって、県に申請をして、県はあわや許可をやるという寸前まで来たわけなんです。

その点、振興課長さんかな、私が言っていることは間違っているか間違っていないか、まずそれを言ってください。

○鎌賀水産振興課長 今委員の御質問につきましては、新たな申請が新しい会社から出て

きております。それについては、全く新規の会社でございますし、慎重に検討しながら許認可すべきかどうかというのを判断していきたいということで、関係3課と検討をしているところでございます。

○児玉文雄委員 そういう言い方は私には気に入らないんだよね。あれ、岩崎海運だったかね、盗掘した業者は。何海運だったかな。

○鎌賀水産振興課長 天佑海運でございます。

○児玉文雄委員 天佑海運か、これが2回にわたって盗掘した。そして、これがもう次は、これも県の執行部の方がある程度ささやいたのかなんか知らぬけれども、これはもう天佑海運では許可はおりませんよ、だから新しい申請者を立てて申請しないとだめですよ、そういうささやきをやって、その天佑海運のおいを代表者に立てて、また申請が来ると。そこをはっきりせないかぬとですよ。どうですか。新しい会社というだけじゃなくて、その新しい会社の代表者は、おいのはずですよ。どうですか。

○鎌賀水産振興課長 今出ています申請につきましては、書類上確認できることは公表できるわけですが、個別の事項につきましては、なかなか個人情報もございまして、この場では言いづらいところもございまして、そのところは勘弁願いたいと思います。

○児玉文雄委員 すぐ役所の逃げは、それなんです。個人情報とか、行政不作為で相手から訴えられるとか、泥棒を2回もやった人に——その関係者、船も同じ船を使うんですよ。それはあなたたちが言わぬでも、こちらの方には、その業界から情報が入ってきて

いるんだから、また課長も知っているはずなんだよ。ささやきもあつたはずだよ、ささやきも。

○前川収委員 関連でよかですか、関連質問。

児玉先生の御懸念の話は、私もよく聞いております。ただ、それが関連会社かどうかというのの法的位置づけとかの確認は、なかなか法的には難しいだろうと思います。

しかし、今巷間言われているような状況が事実であるとすれば、法律の問題はあるにせよ、やっぱりそれが行政の中で認められていくということは、あつてはならないことだというふうに思っておりますので、そういった懸念があるということを前提に、慎重にこの手続については取り扱っていただきたいというふうに思います。

○佐藤雅司委員長 神戸次長、何かコメントはありませんか。

○神戸農林水産部次長 今まで児玉委員、前川委員おっしゃったようなことを参考にさせていただいて、やはり法的な問題がございしますので、慎重に検討して、やっぱり一般の県民の皆様が納得されるような、説明できるような結論を出していきたいというふうに考えております。

○児玉文雄委員 担当の次長、部長——部長は、もう全体の部長ですから、それは今まで次長あたりは知ってはいなかったんですか、そういう申請が上がってきておるとかなんとか。

○神戸農林水産部次長 そういう、おいごといいますか……

○児玉文雄委員 いやいや、申請があつて…

…

○神戸農林水産部次長 あつたということは知っております。

○児玉文雄委員 そして、それが親戚である、おいであると、それは知らなかったんですか。

○神戸農林水産部次長 いや、知っております。

○児玉文雄委員 そういうのに書類がそろつたならば許可を出すという、あなた方の——次長個人でも構わぬですよ。次長の立場として、そういうことは考えなかったんですか。こういう2回も悪いことをして、これはもう3回目をやるかもしれぬし、2回の前に摘発がなかったら、ずっと前からやっとなですよ。それを個人情報とか世間の理解を得るためとか、それは全くやっぱりそういう法でいろいろ隠して、期日が来たなら許可をぼんとやると、そういう考えだったんですか。

○神戸農林水産部次長 決して期日が来たから許可を与えるということではございません。現在も、弁護士等との相談であるとか調査関係を進めておりまして、検討しているという状況でございます。

○児玉文雄委員 私は、課長と——この問題は、その業界筋から話が来ているんだと。だから、これに業界筋が、ああいう系列の人間にそういう許可をやったら県は恥じゃないですかと私に来たんです。それは1カ月以上前、課長に言うてあるんだ。でも、最近ようやく特別委員会あたりが動き出したから、あなたたちはうろたえて、これは動くばいと、議会がこれは黙っちゃおらぬというところ

で、あなた方の対応が少し変わってきた、間違いないでしょう、それで。

○佐藤雅司委員長 その件に関しては、先ほどから話がありますように、法律の問題も含めて厳正に対処していただきたい。

○児玉文雄委員 委員長、それはちょっと困ります。というのは、まだ質問があるんですが、1回目の罰金は幾らですか。2回目の罰金は幾らですか。

○神戸農林水産部次長 平成15年のときの罰金につきましては、天佑海運と天佑海運の関係者に対して10万円の罰金でございます。これは司法処分でございます。

○児玉文雄委員 2回目は、まだ罰金は科してない。

○神戸農林水産部次長 2回目は、一部を除いて13万円の罰金が科せられております。

○佐藤雅司委員長 司法処分ですね。

○神戸農林水産部次長 はい。

○児玉文雄委員 結局は、盗掘した、砂を盗人した量に対しては、どういう処罰を与えたんですか。

○神戸農林水産部次長 1回目に関しましては、民法上の不当利得の返還請求ということで、およそ3,000万円の返還請求を当該会社に対して行っております。

○児玉文雄委員 それは、量は何万立米ですか。

○神戸農林水産部次長 超過量が28万立米に

なります。

○児玉文雄委員 それと、契約したときの契約の立米数ですね。それは何万立米ですか。

○神戸農林水産部次長 平成15年当時の許可数量は13万5,000立米です。

○児玉文雄委員 13万5,000立米で28万とったわけですね。

○神戸農林水産部次長 はい、1回目はですね。

○児玉文雄委員 13万立米のものとの契約金は幾らだったんですか、砂採取の。

○神戸農林水産部次長 採取量というのが、県の一般海域の管理条例ということでございまして、その中で1立米当たり115.5円を県に納めるということになっております。

○児玉文雄委員 28万分の盗掘に対しては、105円ですかね、1立米当たり……

○神戸農林水産部次長 115.5円です。

○児玉文雄委員 その単価を掛けた金額をもらうわけですか。なら、悪いことをしたことに対する罰金は10万と13万と。そして、この指摘がなかったならば、11日は許可を出すはずだったでしょう、新しい会社で。新会社というのは、おいごの新会社で、6月11日には許可を出す予定だったんですよ。

○鎌賀水産振興課長 この件につきましては、許認可を持っている関係3課、それと部も交えずと検討してきておりますが、許可の日について、まだ全く決まっておりません。今まで、いつ許可しようという話

は、全く話はありません。

○児玉文雄委員 私に入ったのは、6月11日には許可がおりるもんなどと言って、あるところに行ってそれをしゃべるとるわけですよ、天佑海運が。そして、今課長はちょっと逃げ出したけれども、初めはそうじゃなかったんですよ、彼は。彼は、もうそれで書類を整えば許可を出す予定だったんですよ。今さらそういうことを、指摘されたからいろいろ言いわけをすとか、余りにも——私は、あなたたちにはそういう資格はないと思うとる。給料をもらう資格もないと思うとる。

○前川収委員 委員長、議事進行。

○佐藤雅司委員長 はい。じゃあ廣田部長、まとめてください。

○廣田農林水産部長 一応一月近く前に、そういう方針伺的な案がございました。やっぱりそのとき、法律的にはなかなか許可せざるを得ないような案件であるかもしれぬというような話があったんですが、今児玉委員のお話がありましたように、やっぱり同一というようなことが強く疑われるということで、例えば、資本の提供先がどうなのかとか、採掘する船の取得の経緯とか、あるいは事務所がどうなるとるのか、この新しい会社が本当にそういったことをやっていくだけの能力があるのか、そういう点からも含めて考えたらどうかということで検討をお願いした経緯がございます。

○児玉文雄委員 当然、そこまで調べるのが仕事ですよ。だから、名義はかわってもお金の決済ができとるか、それは銀行でも調べればわかるはずだから、そういうことは全然やらずに、不作為でいろいろやられるから、もうこれは6週間ですか、申請があってから6

週間かなんかすれば、もう許可を出さなきゃいかぬ。何でもかんでもそういう逃げ道をつくってやること自体が、私は大変腹が立つとるわけですよ。もういいです、これで。

委員長、はっきり言うときますが、こういうことは県議会議員全部知るとるですよ。まだ言いたいことはあるですよ、金の問題も。そばってん、これ以上私も言わぬけれども、何でそういうのに地域の県議あたりがもう少し発言でも何でもして、そういう悪を正すというやり方をしないのか、私は残念でたまりません。

以上です。

○佐藤雅司委員長 はい、わかりました。

この件に関しましては、法律に基づいて厳正に対処していくということでよろしくお願い申し上げます。

ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これを持ちまして、第5回農林水産常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時7分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長